

## ふじよしだ議会だより広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富士吉田市広告事業実施要綱及び富士吉田市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、ふじよしだ議会だより（以下「議会だより」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (広告の掲載位置・期間)

第2条 議会だよりに掲載する広告の掲載位置は、誌面の配置などを勘案した上で、議長が決定する。

2 広告の掲載期間は広告主と協議して定める。

### (広告の規格・掲載料等)

第3条 議会だよりに掲載する広告の規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。ただし、掲載する広告の規格については広告主と協議して定める。

### (広告掲載料の減額)

第4条 広告主または広告内容が一定の条件を満たしている場合は、掲載料を減額することができる。減額条件及び掲載料に対する減額率は、別表第2のとおりとする。

### (広告主の募集)

第5条 広告主は、市ホームページ等を通じて公募する。

### (広告掲載の申込み)

第6条 議会だよりへの広告の掲載を希望する者は、第1号様式により、掲載を希望する議会だより発行日の30日前までに、議長に申請するものとする。

### (広告主の決定)

第7条 議長は前条の規定による申請を受理したときは、あらかじめ議会だより編集委員会の意見を聴いて、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の申込みが予定の広告掲載スペースを超えるとときは、次の順により決定する。ただし、これにより難しい場合は、公開抽選を実施し広告主を決定する。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 市内に本店を有する事業所

(3) 市内に営業所、店舗等を有する事業所

(4) 前3号に掲げる以外のもの

3 議長は、前2項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、第2号様式により、速やかに当該申込者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた広告主は、第3号様式により広告掲載受諾書を提出するものとする。

### (広告原稿の作成)

第8条 広告原稿は原則として広告主が用意するものとする。

2 広告主は、広告を掲載する議会だよりの発行日の20日前までに、議長の指定する方法により広告原稿を議長に提出するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告を掲載する議会だよりの発行日の前日までに、広告掲載料を市の指定する納入通知書により納付しなければならない。ただし、議長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。
- 3 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を還付する。

(広告掲載決定の取り消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、第7条により広告掲載決定を取り消すことが出来るものとする。

- (1) 広告主が第9条に規定する期限までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 広告主が掲載基準第4に定める修正・削除依頼に応じないとき
- (3) その他広告の掲載に支障が生じたとき

- 2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、第4号様式により、当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第12条 この要領に定めない事項については疑義が生じたときは、議長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要領は平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

色数	規格（縦mm×横mm）	掲載料（円）
カラー	63×88（A4の約1/8）	20,000
	63×180（A4の約1/4）	40,000
	128×180（A4の約1/2）	80,000
	260×180（A4）	160,000
2色	63×88（A4の約1/8）	12,500
	63×180（A4の約1/4）	25,000
	128×180（A4の約1/2）	50,000
	260×180（A4）	100,000

別表第2（第4条関係）

減額条件	掲載料に対する減額率
広告主が市内に本店を有し、広告する事業内容が企業活動である場合	20%
広告する事業内容が社会貢献・奉仕活動等と認められる場合	50%
広告する事業内容が教育・文化・スポーツ等の振興を主たる目的としたものである場合	50%
広告する事業内容が青少年健全育成を主たる目的としたものである場合	80%

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

富士吉田市議会議長 殿

所在地  
名称  
代表者名 印

ふじよしだ議会だより広告掲載申請書

ふじよしだ議会だより広告掲載要領第6条の規定により、次のとおり申請します。

1.掲載広告

(1) 広告掲載を希望するふじよしだ議会だよりの号

\_\_\_\_\_年 号から \_\_\_\_\_年 号 ( )

(2) 掲載希望枠

色数：カラー・2色 規格：縦 \_\_\_\_\_mm×横 \_\_\_\_\_mm

(3) 掲載する内容（広告の内容案を記載、または、添付してください。）

2.連絡先

(1) 担当者氏名 \_\_\_\_\_

(2) 電話 \_\_\_\_\_

(3) FAX \_\_\_\_\_

(4) E-mail \_\_\_\_\_

殿

富士吉田市議会議長 印

ふじよしだ議会だより広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申請のありました、ふじよしだ議会だよりへの広告掲載について、ふじよしだ議会だより広告掲載要領の規定により、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

1.掲載する

貴社の広告を掲載することに決定しましたので、次により手続きをお願いします。

広告内容	
掲載期間	年 号から 年 号まで ( カ月間)
広告掲載料	金 円
掲載料納入期限	年 月 日まで
広告原稿提出期限	年 月 日まで

※ 別添「広告掲載受諾書」に必要事項を記入し、提出してください。

2.掲載しない

(理由)

年 月 日

富士吉田市議会議長 殿

所在地  
名称  
代表者名 印

ふじよしだ議会だより広告掲載受諾書

ふじよしだ議会だより広告掲載要領及びふじよしだ議会だより広告掲載可否通知書に基づき、ふじよしだ議会だよりへの広告掲載にあたり、以下の内容について受諾します。

1.掲載する広告の規格等

- ①掲載する広告の色数、サイズ カラー・2色 縦 mm×横 mm  
②広告の掲載位置 議長が指定した位置とする  
③掲載期間 年 号～ 年 号

2.掲載する広告の内容

別添広告原稿案のとおり

3.掲載料の納入

年 月 日までに、市発行の納入通知書により 円を支払います。

4.その他

富士吉田市広告事業実施要綱、富士吉田市広告事業掲載基準及びふじよしだ議会だより広告掲載要領を遵守します。

第4号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

殿

富士吉田市議会議長 印

ふじよしだ議会だより広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定したふじよしだ議会だより広告掲載については、次の理由により取り消しましたので通知します。

（取り消しの理由）